

鈴鹿市告示第 1 6 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次の市道の供用を開始し、及び告示する。

なお、当該告示の日を供用開始の期日とする。

また、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 1 4 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

路線名	起点	主要な経過地	延長（m）
	終点		幅員（m）
平田東町 1 8 1 号線	平田東町	平田東町	35. 1
	平田東町		4. 4～5. 4
東条西ノ垣内線	三宅町	三宅町	23. 0
	三宅町字北条		4. 0
下大久保 7 4 号線	下大久保町字西條	下大久保町	35. 0
	下大久保町字御所垣外		7. 1～9. 8